

南砺市告示第 号

南砺市次期作奨励農業生産資材コスト低減緊急重点支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和8年9月16日

南砺市長 田 中 幹 夫

南砺市次期作奨励農業生産資材コスト低減緊急重点支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、南砺市補助金等交付規則（平成16年南砺市規則第36号）第20条の規定に基づき、南砺市次期作奨励農業生産資材コスト低減緊急重点支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付)

第2条 市長は、肥料、燃油等の価格高騰が続いている状況を踏まえ、次期作においても持続的な営農体制を維持し、地域の基幹産業である農業の発展への意欲を後押しするため、農業者又は営農組織に対し予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(補助金の種類、要件等)

第3条 補助金の種類、趣旨、補助単価、補助金の交付の対象者（以下「補助対象者」という。）、要件及び補助金の交付の申請方法は、別表に定めるとおりとする。

2 前項の規定による補助金の交付の申請書を受け付けた水田農業推進協議会は、当該申請に基づき、推進事務に係る補助金の申請をしなければならない。

(補助金の交付決定)

第4条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、南砺市次期作奨励農業生産資材コスト低減緊急重点支援事業補助金交付決定通知書（様式第3号）により申請をした補助対象者（以下「申請者」という。）に通知するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、水田農業推進協議会に提出する方法で申請がなされた補助金に係る同項の規定による通知は、当該水田農業推進協議会を通じて行うも

のとする。

（補助金の請求）

第5条 補助金の請求は、南砺市次期作奨励農業生産資材コスト低減緊急重点支援事業補助金請求書（様式第4号）による。

2 水田農業推進協議会に提出する方法で申請がなされた補助金については、前項の規定による請求は、当該水田農業推進協議会が申請者に代わり行うものとする。

（補助金の交付方法の特例）

第6条 水田農業推進協議会に提出する方法で申請がなされた補助金については、市長は、当該補助金を当該水田農業推進協議会に対し交付するものとする。

2 前項の規定による補助金の交付を受けた水田農業推進協議会は、当該補助金の申請者に対し、当該申請に係る補助金を速やかに支払わなければならない。この場合において、水田農業推進協議会は、当該申請者に対し南砺市次期作奨励農業生産資材コスト低減緊急重点支援事業補助金交付証明書（様式第5号）を交付するものとする。

（補助金の返還）

第7条 市長は、偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた者があるときは、申請者に対し補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、公表の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

（この告示の失効）

2 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示の失効前に交付決定した者に対するこの告示の規定の適用については、なお従前の例による。

別表（第3条関係）

（1）水田農業経営緊急重点支援事業

趣旨及び補助単価	肥料、燃油等の価格高騰による水田農業経営に係る生産コストの増大に対する影響を緩和するための補助 10a当たり500円以内で市長が定める額
補助対象者	南砺市に住所を有し、令和8年度に水田の栽培管理を行い、販売実績のある農業者及び営農組織（法人等にあつては、本店又は主たる事務所を南砺市内に有すること。）
要件	当該農業者及び営農組織の作付面積に上記の補助単価を乗じて得た額を交付する。交付対象面積は、令和8年度の作物作付面積（基幹作）とする。
補助金の交付の申請方法	南砺市次期作奨励農業生産資材コスト低減緊急重点支援事業補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次の書類を添えて水田農業推進協議会に提出 ・化学肥料・燃料低減ブラッシュアップ計画書（富山県肥料・燃料コスト低減緊急支援事業で提出されたものを兼ねる。）

（2）畑作農業経営緊急重点支援事業

趣旨及び補助単価	肥料、燃油等の価格高騰による畑作農業経営に係る生産コストの増大に対する影響を緩和するための補助 10a当たり500円以内で市長が定める額
補助対象者	南砺市に住所を有し、令和8年度に畑地の栽培管理を行い、販売実績のある農業者及び営農組織（法人等にあつては、本店又は主たる事務所を南砺市内に有すること。）
要件	当該農業者及び営農組織の作付面積に上記の補助単価を乗じて得た額を交付する。交付対象面積は、令和8年度の作物作付面積とする。
補助金の交付の申請方法	次の①又は②のいずれかの方法とする。 ①南砺市次期作奨励農業生産資材コスト低減緊急重点支援事業補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次の書類を添えて水田農業推進協議会に提出 ・化学肥料・燃料低減ブラッシュアップ計画書（富山県肥料・燃料コスト低減緊急支援事業で提出されたものを兼ねる。） ②南砺市次期作奨励農業生産資材コスト低減緊急重点支援事業補助金交付申請書（様式第2号）に次の書類を添えて市長に提出 ・作付面積の分かる資料 ・販売実績の分かる資料 ・化学肥料・燃料低減ブラッシュアップ計画書（富山県肥料・燃料コスト低減緊急支援事業で提出されたものを兼ねる。） ・市税の完納証明書 ・その他市長が必要と認める書類

（3）推進事務

趣旨及び補助単価	水田農業推進協議会による補助金の申請の取りまとめ及び補助金の振り込みに必要な以下の事務に対する補助
----------	---

	・本事業の実施に必要な推進活動 ・作付面積等の確認事務 ・本補助金の交付事務 ・その他本事業の円滑な実施に必要な活動 水田農業推進協議会が補助金の振り込みを行った補助対象者 1人当たり300円以内で市長が定める額
補助対象者	水田農業推進協議会
補助金の交付 の申請方法	南砺市次期作奨励農業生産資材コスト低減緊急重点支援事業 補助金交付申請書（様式第2号）に次の書類を添えて市長に提出 ・対象となる農業者及び営農組織ごとの対象面積及び補助金額 の積算根拠を記した書類 ・その他市長が必要と認める書類

備考 補助金の額は、農業者及び営農組織ごとに計算するものとし、その額に
100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

様式第 5 号（第 6 条関係）

南砺市次期作奨励農業生産資材コスト低減緊急重点支援事業補助金交付証明書

年 月 日

（宛先）住所又は所在地

農業者氏名又は営農組織名 様

水田農業推進協議会長

年 月 日付で下記のとおり、令和 8 年度南砺市次期作奨励農業生産資材コスト低減緊急重点支援事業補助金を交付したことを証明します。

1 補助金額積算根拠

交付対象面積 (a)	上限 補助金単価	補助金額 (円)

南砺市次期作奨励農業生産資材コスト低減緊急重点支援事業補助金
交付申請書兼請求書

(宛先) 水田農業推進協議会長

農業者氏名又は営農組織名

1 補助金額積算根拠

交付対象面積 (a)	上限 補助金単価	補助金額 (円)

・化学肥料・燃料低減ブラッシュアップ計画書（富山県肥料・燃料コスト低減緊急支援事業で提出されたものを兼ねる。）

金融機関名		本支店名	
口座種別	普通・当座・その他	口座番号	
(フリガナ) 口座名義人			

様式第 2 号（別表関係）

南砺市次期作奨励農業生産資材コスト低減緊急重点支援事業補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）南砺市長

所在地

水田農業推進協議会名・会長氏名

又は

住所又は所在地

農業者氏名又は営農組織名

令和 8 年度において次期作奨励農業生産資材コスト低減緊急重点支援事業を実施したいので、南砺市次期作奨励農業生産資材コスト低減緊急重点支援事業補助金交付要綱別表の規定により、補助金 円を交付されたく関係書類を添えて申請します。

記

別紙のとおり

別紙

1 事業の目的

2 事業の内容

事業種目	対象農業 者、営農 組織数 (経営体)	対象面積	上限 補助単価	補助事業 に要する 経費 ①+②	負担区分	
					市費 ①	その他 ②
水田農業 経営緊急 重点支援 事業		a	500 円/10a			
畑作農業 経営緊急 重点支援 事業		a	500 円/10a			
推進事務		—	300 円/件			
合計			—			

※添付書類

[水田農業推進協議会が申請する場合]

・対象となる農業者及び営農組織ごとの対象面積及び補助金額の積算根拠を記した書類

[水田農業推進協議会以外が申請する場合]

- ・作付面積の分かる資料
- ・販売実績の分かる資料
- ・化学肥料・燃料低減ブラッシュアップ計画書（富山県肥料・燃料コスト低減緊急支援事業で提出されたものを兼ねる。）
- ・市税の完納証明書

3 事業完了年月日

年 月 日

4 収支予算

(1) 収入の部 (円)

区分	本年度予算額	備考
市		
その他		
合計		

(2) 支出の部 (円)

区分	本年度予算額	備考
水田農業経営緊急重点支援事業		
畑作農業経営緊急重点支援事業		
推進事務費		
合計		